町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正す る条例

上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)6月4日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する 条例

町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年10月町田市条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

(保育所等との連携)

第6条 略

2 · 3 略

- 4 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当する</u>と きは、<u>第1項第3号</u>の規定を適用しないこと とすることができる。
- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による 調整を行うに当たって、家庭的保育事業者 等による保育の提供を受けていた利用乳幼 児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的 保育事業者等による保育の提供の終了に際 して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望 に基づき、引き続き必要な教育又は保育が 提供されるよう必要な措置を講じていると き。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号 に掲げる事項に係る連携施設の確保が著し く困難であると認めるとき(前号に該当す る場合を除く。)。
- 5 前項の場合 (第2号に該当する場合に限る。) において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。) であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) (2) 略

(居宅訪問型保育事業)

(保育所等との連携)

第6条 略

2 · 3 略

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項 第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が 著しく困難であると認めるときは、同号の規 定を適用しないこととすることができる。

- 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) (2) 略

(居宅訪問型保育事業)

- 第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げ る保育を提供するものとする。
- $(1) \sim (3)$ 略
- (4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福 祉法(昭和39年法律第129号)第6条 第5項に規定する母子家庭等をいう。)の 乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従 事する場合又は保護者の疾病、疲労その他 の身体上、精神上若しくは環境上の理由に より家庭において乳幼児を養育することが 困難な場合への対応等、保育の必要の程度 及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保 育を提供する必要性が高いと市が認める乳 幼児に対する保育
- 第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。
- $(1) \sim (3)$ 略

(5) 略

(4)母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福 祉法(昭和39年法律第129号)第6条 第5項に規定する母子家庭等をいう。)の 乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従 事する場合への対応等、保育の必要の程度 及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保 育を提供する必要性が高いと市が認める乳 幼児に対する保育

(5) 略

附則

この条例は、公布の日から施行する。